

## 2. 重点戦略を支える環境施策の展開

### (1) 生活環境の保全



関連する SDGs のゴール

#### ①環境汚染・環境リスク低減への取組

##### 取組の方向性

御笠川などの水質はかなりきれいになってきており、環境基準<sup>※1</sup>を達成しています。本市の下水道水洗化人口普及率は97.2%まで進み、さらなる水質向上のため、下水道未整備地域について計画的に整備を進めていくとともに、公共下水道の区域においては、下水道未接続世帯を対象に下水道接続の普及促進に努め、流域の自然環境を守っていく必要があります。

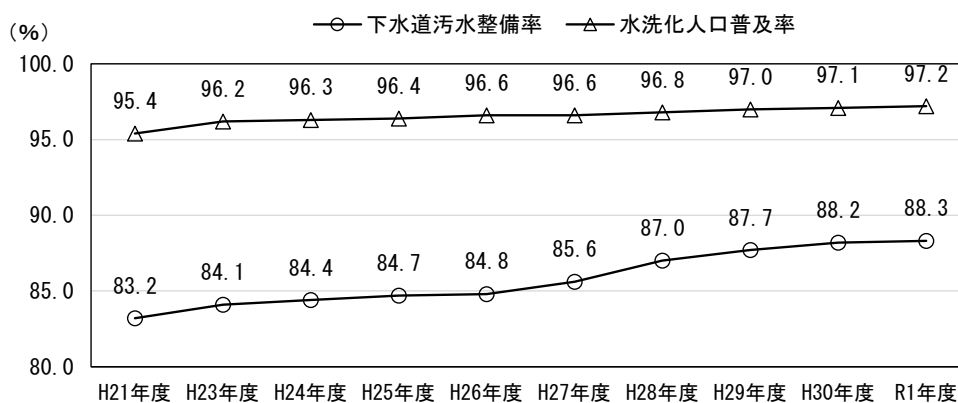
こうしたことから、水源地の保全はもとより流域まで、市民にうるおいを与える河川の水質の保全に取り組んでいきます。

本市では、「騒音防止法」等の各種法律に定める基準値を随時大幅に超えるような典型7公害の発生は見られないものの、高速道路や国道3号沿線の自動車騒音、航空機騒音、観光地周辺において大型バスからの自動車排出ガスについての苦情が寄せられています。そのため、騒音や振動、悪臭の防止などの身近な生活環境の保全対策に努めるとともに、PM2.5<sup>※2</sup>や光化学オキシダント<sup>※3</sup>に対する情報収集及び発信を行っていきます。

※1 環境基本法第16条およびダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

※2 粒径2.5μm以下の粒子状物質。単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とするさまざまな物質の混合物となっている。呼吸器系や循環器系の疾患のある人、小児、高齢者は、より影響を受けやすい可能性があるため、普段から健康管理を心がけるとともに、体調の変化に注意することが必要。

※3 工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、光化学スモッグの原因となる物質。高濃度では眼、のど、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。



※下水道汚水整備率（処理区域面積/全体計画区域面積）目標値32年度：95.0%  
 ※水洗化人口普及率（水洗化人口/行政区域内人口）目標値32年度：98.0%

[出典：上下水道施設課データ]

図 11 公共下水道普及率などの推移

## 成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
河川水質検査のBOD値	0.9mg/L (平成 21 年度)	1.0mg/L (令和元年度)	現状維持 (令和 12 年度)	環境課
下水道汚水整備率（処理区域面積 /全体計画区域面積）	83.2% (平成 21 年度)	88.3% (令和元年度)	95.0% (令和 12 年度)	上下水道施設課
水洗化人口普及率（水洗化人口/ 行政区域内人口）	95.4% (平成 21 年度)	97.2% (令和元年度)	97.5% (令和 12 年度)	上下水道施設課 上下水道課

## 市民やNPOに期待される役割

- 河川にごみを捨てたり、油、ペンキ等汚水を流したりしないようにします。
- 御笠川、大佐野川等の河川清掃に参加・協力します。
- NPOは行政と連携して河川清掃活動などを企画・主導します。
- 公共下水道整備区域内では下水道への接続を行います。また、浄化槽等を設置している場合は浄化槽等を適切に維持管理します。
- 私たちの命の水である水源地や河川の水環境を良好に保つため、その源である山や森を大切にします。
- 行政機関が実施する公害調査に協力します。

## 事業者期待される役割

- 法令に従って排水処理を行うなどして、事業所排水による公害を防止します。
- 飲食店では、洗剤の適正使用やグリーストラップ\*などの適正管理に努めます。
- 事業活動が環境に与える影響の低減に努めます。また、各種法律に定める規制を遵

守し、大気汚染物質の排出削減や騒音・振動・悪臭の防止など公害の未然防止に努めます。

●化学物質の放出抑制や漏洩防止など適切な管理を行います。

※ レストランやホテル食堂、給食センターなどの業務用厨房から出される污水を集めて廃食油をせき止める器具のこと。営業用の調理場には設置することが水質汚濁防止法と下水道法によって義務付けられている。

## 行政の具体的な取組

### ●河川の水質検査【環境課】

水質を管理するため、定期的に河川の水質検査を実施します。

### ●県と連携した河川の保全・整備・活用【建設課】

環境に配慮しながら、福岡県那珂県土整備事務所と連携し、河川改修や維持管理を行うなど、河川の保全、整備を行い活用を図ります。

### ●公共下水道への接続、促進【上下水道施設課、上下水道課】

水源地の保全や河川水質の保全のために、下水道未接続世帯を対象に接続の促進に努めます。

### ●公害対策【環境課】

騒音、振動、悪臭に関する法定基準の遵守と適正な管理を促進し、福岡県筑紫保健福祉環境事務所と連携しながら公害防止対策に取り組むとともにPM2.5や光化学オキシダント等に関する情報の収集や適切な提供を行います。

表 18 苦情件数（典型7公害）の推移（単位：件）

苦情内容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
大気	15	21	8	12	6
水質	13	8	7	12	8
騒音	19	26	30	7	7
悪臭	5	7	21	10	10
振動	1	2	0	0	1
土壌汚染	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
計	53	64	66	41	32

[出典：太宰府市の環境]

## 関連計画

関連計画なし

## ②環境衛生向上への取組

### 取組の方向性

飼い犬の登録管理や飼い主のいない猫の過剰な繁殖の防止、あき地や空家の適正な管理、環境衛生関連施設の適正な運営、不法投棄防止対策など、環境衛生の一層の向上が求められています。また、市に寄せられる苦情の多くが、あき地等の雑草や樹木の繁茂、ごみの不法投棄や野外焼却による悪臭、ペットの鳴き声やふんの始末など、市民モラルに起因するものとなっており、身近な生活環境に関するマナーアップが求められています。

さらに、自治会を中心としたクリーンデー<sup>※</sup>の取組や環境関係団体による河川清掃などの環境美化活動が行われていますが、活動の長期化や地域の高齢化などにより、継続に課題を抱えています。また、ポイ捨てや不法投棄防止などのマナーアップの取組には、観光客等の来訪者への働きかけも重要です。

こうしたことから、環境衛生や環境マナーの向上を図るとともに、地域の環境美化をめざして、市民や事業者が主体的に活動できる総合的な取組を進めていきます。

※ 太宰府市で行っている地域清掃活動。6月を環境美化強調月間、12月の第1日曜日をクリーンデーと定め、各自治会で決めた日程に従って取組を行っている。

表 19 苦情件数（典型7公害以外）の推移（単位：件）

苦情内容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
土砂の散乱	0	0	0	0	0
日照	0	0	0	0	0
不法投棄	51	27	29	27	65
雑草	120	92	76	64	76
犬・猫	48	40	54	47	46
その他	100	90	47	37	35
計	319	249	206	175	222

[出典：太宰府市の環境]



水から川る会による  
河川清掃活動



老犬セミナー

## 成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
自宅周辺の環境が清潔で衛生的と感じる市民の割合	73.7% (平成 21 年度)	85.6% (令和元年度)	86.0% (令和 12 年度)	環境課
環境マナーが守られていると感じる市民の割合	62.8% (平成 21 年度)	76.9% (令和元年度)	78.0% (令和 12 年度)	環境課
地域の美化活動に参加している市民の割合	52.2% (平成 21 年度)	72.2% (令和元年度)	77.0% (令和 12 年度)	環境課
狂犬病予防注射の接種率	68.3% (平成 21 年度)	66.6% (令和元年度)	70.0% (令和 12 年度)	環境課

## 市民やNPOに期待される役割

- 飼い犬は、市に登録し毎年狂犬病予防注射を受け、散歩の時のふんの始末の徹底、放し飼いはしないなど、飼い主として近辺に迷惑がかからないようにします。
- 飼い主のいない猫など動物に餌をやるときは、近辺に迷惑がかからないようにします。
- ペットを飼うときは、ペットの習性、健康、安全を考慮し、近辺に迷惑がかからないよう適正に飼います。
- 所有（管理）している土地や建物は適切に維持・管理します。
- 周りの環境への関心を高め、環境マナー向上や地域美化に心がけます。
- 自宅前の道路のごみを拾ったり、敷地の草刈りを行い、害虫が発生しないよう自宅を清潔に保ちます。
- ごみの野焼きはしません。そして、ご近所のさわやかな空気を維持します。
- 大きな音（自動車の空ぶかしや大音量で音楽を聴くなど）を出すような近所迷惑になる行為はしません。
- 食品の安全・安心のための知識と理解を深めるように努めます。
- 地域のクリーンデーなど公共空間の美化活動に積極的に参加します。
- NPOは、これまで実施してきた「河川など公共空間の美化活動」を発展させるなどして取組を行います。

## 事業者期待される役割

- 所有している土地や建物は適切に維持・管理します。
- 事業所やその周辺の清潔さを保ちます。また、事業活動を行うにあたっては、周辺の生活風景を阻害しないようにします。
- 食品を提供する場合は、食中毒事故の発生を防止するために適切な衛生管理に努めます。
- 地域社会の一員として、公共空間の美化活動などに積極的に参加します。

## 行政の具体的な取組

### ●畜犬の登録管理【環境課】

畜犬の登録管理等を適切に行うとともに、狂犬病予防注射の接種率向上のため福岡県筑紫保健福祉環境事務所と連携して狂犬病予防集団注射を実施します。

### ●飼い主のいない猫不妊去勢手術の推進【環境課】

飼い主のいない猫の過剰な繁殖の抑制及び生活環境保全のために、不妊去勢手術を推進し地域猫活動<sup>※1</sup>を支援します。

※1 飼い主のいない猫によるふん尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題として捉え、地域住民の合意のもと、その地域にお住まいの活動を行おうとする住民（活動グループ）が主体となって不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行う活動。

### ●市有地の適正な管理【関係課】

市有地の適正な管理促進という観点から、草刈り、樹木の剪定など、定期的に管理を行います。

### ●あき地の適正な管理促進【環境課】

所有者責任の自覚を促す啓発を行うとともに、あき地の雑草等の除去など季節に応じた適正な維持管理を促進します。

### ●空家対策の推進【都市計画課】

空家化の予防、適切な管理・活用、流通させる仕組みづくりを行うなど、空家等対策に関する取組を推進します。

### ●墓地・納骨堂の管理【環境課】

市有墓地等は周辺環境に配慮しながら安全かつ適切な管理を行うとともに、墓地の改葬手続き等を行います。

### ●筑慈苑施設組合<sup>※2</sup>の運営【環境課】

構成市町との広域的な連携を図りながら、火葬場筑慈苑の適正な運営を行います。

※2 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市および筑前町で構成し、火葬場の設置、管理および運営に関し、共同で事務を行う一部事務組合で、太宰府市は平成 21 年（2009 年）4 月 1 日に加入。「一部事務組合」とは、複数の市町村で特定の事務を共同処理するために設置する組合。

### ●防疫・食品衛生対策【環境課】

福岡県筑紫保健福祉環境事務所や市保健センターと連携しながら、防疫・食品衛生に関する啓発を進めていきます。

●身近な生活環境対策と環境マナーアップの向上【環境課、観光推進課】

ポイ捨てや不法投棄、野焼き、ペットの飼い方、近隣騒音、駐輪マナーなど、身近な生活環境のトラブルに関する対応を行うとともに、特に相談の多い犬のふんの放置や飼い主のいない猫に対する無責任なエサやりに関しては、市民や事業者等のマナーアップを図るための条例を制定します。

また、観光地周辺におけるポイ捨てや路上喫煙の防止等、来訪者の環境マナーアップを啓発します。

●環境美化活動の推進【環境課、地域コミュニティ課】

市民、自治会、NPO・ボランティア、学校、事業者等との連携・協働を進め、地域の清掃活動やまちの美化活動を促進します。また、環境美化活動に対する助成を行うなど、市民や事業者等の主体的な環境美化活動を支援します。

## 関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
太宰府市観光推進基本計画	令和元年～令和5年	平成31年	観光推進課
太宰府市空家等対策計画	令和2年～令和11年	令和2年	都市計画課

### ③音百選かおり百選を活かした感覚環境まちづくり

#### 取組の方向性

感覚環境とは、音、かおり、光といった人間が感覚を通じて感じる環境を意味する用語で、まちの音環境、かおり環境、光環境などの感覚環境は、まちの文化・個性・快適性を形作る重要な要素です。

市内には環境省より「残したい日本の音風景 100 選」に選定された「観世音寺の鐘の音」や「かおり風景 100 選」に選定された「太宰府天満宮の梅林とクスノキの森」があります。このような「音風景」や「かおり」などの心地良い環境要素を再発見、そして保全、活用していくことが重要です。また、街路灯などの屋外照明についても、不必要な光を抑えたり、電子看板などの夜間に明るすぎる光を出すことによる光害（ひかりがい）を防止することによって、歴史ある太宰府にふさわしい美しい星空が見えるまちを育てていくことが必要です。

市では、暮らす・訪れる人とともに、景観まちづくりと一体となった、誰もが「心地良い・いい感じ」と感じる感覚環境まちづくりを進めていきます。



太宰府天満宮の梅



太宰府天満宮の大樟



打ち水イベント



観世音寺の梵鐘



## 成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
まちを散歩して梅の香りがする場所があると思う市民の割合	未調査% (平成 21 年度)	未調査% (令和元年度)	10.0% (令和 12 年度)	環境課
住んでいる場所で星がきれいに見えると思う市民の割合	未調査% (平成 21 年度)	未調査% (令和元年度)	10.0% (令和 12 年度)	環境課

## 市民やNPOに期待される役割

- 良好な音環境やかおり環境が感じられる住み良い地域をつくるため、大きな音や不快なおいを出さないよう、一人ひとりが「できること」からはじめます。
- 家の前の道に打ち水をして、涼感あふれるまちの雰囲気づくりに努めます。
- 光害に関する理解を深めるとともに、よりよい光環境のための意識を高めます。
- 環境教育・学習で身につけた知識や情報を行動につなげます。
- 市やNPOなどが実施する環境まちづくりの活動に積極的に参加します。
- NPOは行政と連携して環境まちづくりの活動を企画・主導します。

## 事業者期待される役割

- 良好な音環境、かおり環境を妨げるような大きな音や不快なおいを出さないよう、事業活動で気遣いをします。
- 屋外照明において上方への光や洩れ光を少なくするよう工夫します。また、屋外広告物など照明による光害の防止に努めます。
- まちのにぎわいづくりや防犯面の要請と調整しながら、夜間の営業時間の見直しなど、時間帯に配慮した照明環境づくりに努めます。
- 市やNPOなどが実施する環境まちづくりの活動に積極的に協力します。

## 行政の具体的な取組

### ● 音環境を生かした事業推進【環境課、関係課】

“小川のせせらぎ”や“小鳥のさえずり”などの自然の音や歴史を感じる“観世音寺の鐘の音”など、まち歩きを通して“心地良い・いい感じ”の音を再発見し、その価値を広める取組を進めます。

### ● かおり環境を生かした事業推進【環境課、関係課】

“梅”の木の植栽推進・促進を図るなど、本市の象徴である“梅”のかおり環境を生かした取組を進めます。

●涼感あふれる“打ち水”の推進【環境課、関係課】

夏季のヒートアイランド対策や涼しい生活空間づくりを進めるため、涼感あふれる“打ち水”を推進します。

●光害対策【環境課、都市計画課】

市民の生活に必要な夜間照明を確保しつつ、不必要な光を抑え、夜間に明るすぎる光を出すことによる光害を防止するための情報発信を行っていきます。

●星空観察会等の開催【環境課、関係課】

“心地良い・いい感じ”の光環境の再発見事業として、学校やNPOと連携しながら「星空観察会」等の取組を進めます。

### 関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第二次太宰府市都市計画マスタープラン	平成 29 年～令和 18 年	平成 29 年	都市計画課
太宰府の景観まちづくり（太宰府市景観まちづくり計画・太宰府市景観計画）	平成 22 年～	平成 22 年	都市計画課
太宰府市歴史的風致維持向上計画	平成 22 年～令和 4 年	平成 22 年	都市計画課